

その他

1 しずおか食の安全推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全確保を推進するとともに、健康危機における関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「しずおか食の安全推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項に関する業務を行う。
(1) 食の安全確保のあり方とその推進に関すること
(2) 食品に係る健康危機管理に関すること
(3) その他必要な事項

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者を委員に充て、構成する。
2 委員長には、副知事をもって充てる。
3 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
2 委員長は、会議の議長となる。
3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会には、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
3 幹事長には、健康福祉部生活衛生総室長を充てる。
4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。

(ワーキング会議)

第6条 幹事会には、ワーキング会議を置き、委員会の業務について具体的な調査・検討を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は健康福祉部食品衛生室に置き、その事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月29日から施行する。

(別表1)

しずおか食の安全推進委員会

	構成員
委員長	副知事
委員	生活・文化部長 環境森林部長 健康福祉部長 商工労働部長 農業水産部長 教育委員会教育長

(別表2)

しずおか食の安全推進幹事会

	部 局	構成員
幹事長	健康福祉部	生活衛生総室長
幹 事	生活・文化部	県民生活室長
	環境森林部	環境総務室長、林業振興室長、環境衛生科学研究所微生物部長、医薬品生活部長
	健康福祉部	健康増進室長、疾病対策室長、食品衛生室長、生活衛生室長、薬事審査室長
	商工労働部	研究企画室長、技術振興室長、地域産業室長
	農業水産部	企画調整室長、マーケティング室長、研究調整室長、お茶室長、こめ室長、みかん園芸室長、畜産振興室長、家畜衛生室長、水産流通室長、水産振興室長、水産資源室長
	教育委員会	義務教育課長、体育保健課長

: 事務局

幹事会の下に、ワーキング会議を置く。

しずおか食の安全推進委員会の概要図

